

ソフトウェア使用許諾契約書(共通) 新旧対照表

(現行)ソフトウェア使用許諾契約書(共通)	(改定)ソフトウェア使用許諾契約書(共通)
第1条 (適用範囲) 1 本契約書の条項は、目的となった本製品(プログラム、マニュアル、サンプルデータ、記憶媒体、プロテクト装置、その他付属する一切を含み、以下総称して「本ソフトウェア」といいます)に適用されるものとします。 2 当社らのソフトウェアである「FCコンシェルジュ」のご利用については、本契約ではなく、「FCコンシェルジュ」に係る使用許諾契約である「ソフトウェア使用許諾契約書(FCコンシェルジュ)」が適用されます。また、当社らが提供するサービスである「TREND Net」など、当社らが別途、利用規約など利用条件を定めたものがある場合は、それらのサービスについては、それらの利用条件が適用されます。 第4条 (保証と免責) 1 当社らは、お客様が本ソフトウェアの有効な使用权を取得していることを条件として、本ソフトウェアの記憶媒体に物理的欠陥または、マニュアルに落丁・乱丁があった場合において、お客様より本ソフトウェア受領後14日以内に、その受領の日を証明する書類を添付し当社らに対して本ソフトウェアを返還したときは、無償で交換するものとします。 2 当社らは、お客様が本ソフトウェアの使用及び本ソフトウェアに付随するサービスの利用によりお客様または第三者が損害を受けた場合においても、その理由の如何を問わず賠償の責めを負わないものとします。 3 当社らは、本ソフトウェアについて現状のままお客様に使用を許諾するものであり、お客様の特定の用途に適合することを保証するものではありません。また、本条第1項の場合を除き、ソフトウェアの補修・改良の義務を負うものではなく、第6条に定める新バージョンまたは、後継製品の開発もしくはこれらをお客様へ提供する義務を負うものではないものとします。 第6条 (ソフトウェアのサポート・バージョンアップ) 本ソフトウェアのサポート及び新バージョンまたは後継製品への交換(以下「バージョンアップ」という)は、対象となる本ソフトウェアがリリースされた時を基準(以下「基準日」といいます)として、下記のとおり行われるものとします。ただし、フリーウェアに関しては、いかなるサポートにも応じないものとします。 ① 当社らは、基準日から4年間、もしくはお客様との間で別途定めた使用期限内に限り、本ソフトウェアの記憶媒体及びプロテクト装置を有償で交換することに応じるものとします。ただし、販売中の最新バージョンのみを対象とし、別項2に掲げる製品については、上記期間内に限り応じるものとします。 ② お客様は、基準日から3年間に限り、本ソフトウェアの追加購入、もしくはオプションプログラムの購入をすることができるものとします。ただし、別項2に掲げる製品以外の製品については、販売中の最新バージョンのみ購入することができるものとします。その場合も、上記期間内に限り可能とします。また、本条項は、お客様との間で使用期限を別途定めている場合は除外するものとします。 ③ 当社らは、お客様に対し本ソフトウェアのバージョンアップに有償で応ずるものとします。ただし、お客様が基準日から5年間、本ソフトウェアのバージョンアップを受けなかった場合は、以後、お客様は本ソフトウェアのバージョンアップを受けることができないものとします。また、本条項は、お客様との間で使用期限を別途定めている場合は除外するものとします。 ④ お客様は、当社らが実施する本ソフトウェアの操作等に関する研修、電話サポートを有償にて受けることができるものとします。ただし、当社は、基準日から相当期間が経過した後は、当社の判断により研修、電話サポートの提供を打ち切ることができるものとします。 ⑤ お客様は、当社らが実施する本ソフトウェアのアップデート(自動更新含む)をされた場合は、以下の内容に同意するものとします。 A) 本ソフトウェアのアップデートに伴い、機能が追加、変更または削除されることがあること B) アップデートされた本ソフトウェアについても、同様に本契約の各条項(ただし、アップデートに際し、当社らから新しい条項が適用される旨が明示されたうえで新しい条項が示された場合は、当該新しい条項)が適用されること 第7条 (ソフトウェアライセンス管理) 1 お客様は、本ソフトウェアを使用するにあたり、当社らが定めるライセンス認証の手続きを行っていただくものとします。ライセンス認証を適正に行わない限り、お客様による本ソフトウェアの使用は技術的に制限されます。 2 お客様は、インターネット環境下において本ソフトウェアを使用する際、コンピュータ・システム、及び使用ソフトウェアを特定するための識別情報を、インターネットを介して当社らの管理するシステムに送信することに同意するものとします。なお、当社らは、送信される情報の中に個人情報が含まれないこと、取得した情報を別の目的で再利用しないことを保証するものとします。 3 前項にかかわらず、お客様が、当社らのソフトウェアである「FCコンシェルジュ」をご利用される場合は、「FCコンシェルジュ」に係る使用許諾契約である「ソフトウェア使用許諾契約書(FCコンシェルジュ)」に基づき、一定の個人情報を含む情報が当社らに送信されることがあります。これらの情報の取扱いについては、「FCコンシェルジュ」に係る使用許諾契約である「ソフトウェア使用許諾契約書(FCコンシェルジュ)」をご参照ください。 4 お客様が、本ソフトウェアを、福井コンピュータアーキテクト株式会社のウェブサイト「3Dカタログ.com」と連携させてご利用される場合は、前2項に加え、お客様は、お客様による本ソフトウェアのご利用状況等に係る情報(「3Dカタログ.com」を通じて提供されるコンテンツの本ソフトウェア上でのご利用状況を含みます。ただし、個人情報は含まれません。)*が、市場の分析、新サービスの企画、品質向上及びサービスの提供・充実等の目的のため、本ソフトウェアから「3Dカタログ.com」に送信されて提供されること、さらに 第三者に開示・提供されることに同意するものとします。 第10条 (合意管轄裁判所) 本契約及び本ソフトウェアに関する訴訟については、当社らの本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。 第11条 (特則の適用除外) 本契約の各条項と反する内容の記載がソフトウェアのパッケージ、保証書、マニュアルその他の文書に記載されているときにおいても、本契約に従うものとします。 第12条 (補足) 本契約は、本ソフトウェアの有償・無償を問わず、また体験版の使用においても適用されるものとします。 附則 2016年7月20日改定実施 一部改定 2017年8月22日改定実施 一部改定 2018年4月01日改定実施 一部改定 以上 (別項1) 対象製品: EX-TREND 武蔵シリーズ。 (別項2) 対象製品: 対象となる製品はございません。	第1条 (適用範囲) 1 本契約書の条項は、目的となった本製品(プログラム、マニュアル、サンプルデータ、記憶媒体、プロテクト装置、その他付属する一切を含み、以下総称して「本ソフトウェア」といいます)に適用されるものとします。 2 本ソフトウェアに関連して、当社らが提供するサービス(以下「関連サービス」といいます)について、別途利用条件を定めた利用規約などがある場合は、それらの関連サービスについては、それらの利用条件が適用されます。 第4条 (保証と免責) 1 当社らは、お客様が本ソフトウェアの有効な使用权を取得していることを条件として、本ソフトウェアの記憶媒体に物理的欠陥または、マニュアルに落丁・乱丁があった場合において、お客様より本ソフトウェア受領後14日以内に、その受領の日を証明する書類を添付し当社らに対して本ソフトウェアを返還したときは、無償で交換するものとします。 2 当社らは、お客様が本ソフトウェアの使用及び本ソフトウェアに付随するサービスの利用によりお客様または第三者が損害を受けた場合においても、その理由の如何を問わず賠償の責めを負わないものとします。 3 当社らは、本ソフトウェアについて現状のままお客様に使用を許諾するものであり、お客様の特定の用途に適合することを保証するものではありません。また、本条第1項の場合を除き、ソフトウェアの補修・改良の義務を負うものではなく、第6条に定める新バージョンまたは、後継製品の開発もしくはこれらをお客様へ提供する義務を負うものではないものとします。 4 本ソフトウェアは日本国内で使用することを目的としております。日本国外にて本ソフトウェアを使用するにあたり、何らかの不具合が生じた場合、その理由の如何を問わず、当該不具合による一切の損害について当社らは責任を負わないものとします。 5 本ソフトウェアの動作環境について、当社らが推奨していない環境での利用において何らかの不具合が生じた場合、当該不具合による一切の損害について当社らは責任を負いません。 第6条 (ソフトウェアのサポート・バージョンアップ) 1 本ソフトウェアのサポート及び新バージョンまたは後継製品への交換(以下「バージョンアップ」という)は、最新バージョンのみを対象として、以下の各号のとおり行われるものとします。ただし、第1号から第3号については、当社らとお客様との間で別途使用期限を定めている場合は除外するものとします。なお、当社らの本ソフトウェアの最新バージョンは、それぞれ以下に掲載されているバージョンとなります。 【福井コンピュータアーキテクト株式会社】 https://archi.fukuicomp.co.jp/support/supportstandard.html 【福井コンピュータ株式会社】 https://const.fukuicomp.co.jp/support/supportstandard.html ① 当社らは、最新バージョンに限り、本ソフトウェアの記憶媒体及びプロテクト装置を有償で交換することに応じるものとします。 ② お客様は、最新バージョンに限り、本ソフトウェアの追加購入、もしくはオプションプログラムの購入をすることができるものとします。 ③ 当社らは、お客様に対し本ソフトウェアのバージョンアップに有償で応じるものとします。なお、お客様は、当社らが別途認める場合には、本ソフトウェアのバージョンにかかわらず、有償でバージョンアップを行うことができるものとします。 ④ お客様は、当社らが実施する本ソフトウェアの操作等に関する研修、電話サポートを有償にて受けることができるものとします。ただし、当社らは、当該サポートの提供開始日から相当期間が経過した後は、当社らの判断により研修、電話サポートの提供を打ち切ることができるものとします。 ⑤ お客様は、当社らが実施する本ソフトウェアのアップデート(自動更新含む)をされた場合は、以下の内容に同意するものとします。 A) 本ソフトウェアのアップデートに伴い、機能が追加、変更または削除されることがあること B) アップデートされた本ソフトウェアについても、同様に本契約の各条項(ただし、アップデートに際し、当社らから新しい条項が適用される旨が明示されたうえで新しい条項が示された場合は、当該新しい条項)が適用されること 2 前項にかかわらず、フリーウェアに関しては、いかなるサポートにも応じないものとします。 第7条 (ソフトウェアライセンス管理) 1 お客様は、本ソフトウェアを使用するにあたり、当社らが定めるライセンス認証の手続きを行っていただくものとします。ライセンス認証を適正に行わない限り、お客様による本ソフトウェアの使用は技術的に制限されます。 2 お客様は、インターネット環境下において本ソフトウェアを使用する際、コンピュータ・システム、及び使用ソフトウェアを特定するための識別情報を、インターネットを介して当社らの管理するシステムに送信することに同意するものとします。なお、当社らは、送信される情報の中に個人情報が含まれないこと、取得した情報を別の目的で再利用しないことを保証するものとします。 3 前項にかかわらず、お客様が、当社らのソフトウェアである「FCアカウント」をご利用される場合は、「FCアカウント利用規約」に基づき、一定の個人情報を含む情報が当社らに送信されることがあります。これらの情報の取扱いについては、「FCアカウント利用規約」をご参照ください。なお、お客様が「FCコンシェルジュ」をご利用される場合は、本項の「FCアカウント」を「FCコンシェルジュ」に、「FCアカウント利用規約」を「ソフトウェア使用許諾契約書(FCコンシェルジュ)」にそれぞれ読み替えて適用するものとします。 4 お客様が、本ソフトウェアを、福井コンピュータアーキテクト株式会社のウェブサイト「3Dカタログ.com」と連携させてご利用される場合は、前2項に加え、お客様は、お客様による本ソフトウェアのご利用状況等に係る情報(「3Dカタログ.com」を通じて提供されるコンテンツの本ソフトウェア上でのご利用状況を含みます。ただし、個人情報は含まれません。)*が、市場の分析、新サービスの企画、品質向上及びサービスの提供・充実等の目的のため、本ソフトウェアから「3Dカタログ.com」に送信されて提供されること、さらに 第三者に開示・提供されることに同意するものとします。 第10条 (準拠法及び合意管轄裁判所) 1 本契約の準拠法は日本法とします。 2 本契約及び本ソフトウェアに関する訴訟については、当社らの本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。 第11条 (特則の適用除外) 本契約において明示的に定められた場合を除き、本契約の各条項と反する内容の記載がソフトウェアのパッケージ、保証書、マニュアルその他の文書に記載されているときにおいても、本契約に従うものとします。 第12条 (補足) 本契約は、本ソフトウェアの有償・無償を問わず、また体験版の使用においても適用されるものとします。 附則 2016年7月20日改定実施 一部改定 2017年8月22日改定実施 一部改定 2018年4月01日改定実施 一部改定 2022年1月19日改定実施 一部改定 以上 (別項1) 対象製品: EX-TREND 武蔵シリーズ